

越谷市手話言語条例の逐条解説

前文

言語は、お互いの意思や感情を伝え、理解し合い、知識を蓄え、文化を創造し、継承する上で必要不可欠なものです。

日本手話をはじめとする日本の手話（以下「手話」という。）は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。そして、ろう者などの手話を必要とする方（以下「手話を必要とする方」という。）が自分らしく生きていく上で、手話は、かけがえのないものです。

しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、使用される環境が整えられてこなかったことから、手話を必要とする方が生活していく上で、今でも多くの不便や不安が生じています。

そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、日本語と共存することになりました。

ここに、市民一人一人が、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする方が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会を目指すため、この条例を制定します。

【解説】

前文では、手話は音声言語である日本語と同様に一つの言語であるとの認識を示すとともに、本件条例を制定するに至る経緯及びその目的を述べています。

《条例を制定する目的》

市民一人一人が、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする方が安心して日常生活を送ることができる環境を整えることで、もって障がいのある人もない人も、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

《手話について》

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するもので、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。手話は、日本語の代替物ではなく、独自の言語であり、手話を必要とする方が自分らしく生きていくうえで、かけがえのないものです。

「障害者の権利に関する条約」第2条において、手話は言語であると定義されており、当該条約の締結に向けて国内法の整備を進めるなか、平成23年8月に改正された「障害者基本法」においても、第3条に「言語」には「手話を含む」と明記されました。

また、平成28年4月より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が行政機関等で義務付けられるなど、手話への理解促進や手話を使いやすい環境整備等の取組みが求められています。

そのような中で、手話が、音声言語である日本語と同様に、一つの言語であることが次第に知られるようになり、私たちが手話と呼んでいたものは、①日本手話、②日本語対応手話に大きく分けることができると考えられるようになりました。

①日本手話

音声言語である日本語とは異なる独自の語彙、文法等の言語体系を有する一つの言語であり、ろう者の交流の中で生まれ、ろう者集団において継承されてきた自然言語。

②日本語対応手話

日本語の文法にのっとり、手話の単語を日本語の語順のままに表し、日本語を視覚的に認識できるようにしたものです。手指や表情、口の形など、視覚・身振りに基づいた手話の表現形式を用いて表していますが、日本語の文法が基本となっています。

また、手話には、日本手話なのか、日本語対応手話なのかの区別が判然としないものもあります。

《手話を必要とする方について》

手話を必要とする方とは、聴覚などに障がいがあるために、発音・発声等が困難な方や、健聴者と同じ様に音声日本語を獲得し理解することが困難な方を指します。

一般的には、言語獲得以前から重度の聴覚障がいがあり、音声言語の自然な獲得が困難であった方は「ろう者」、途中で耳が聞こえなくなった方は「中途失聴者」、先なか中途かにかかわらず、聞こえにくいものの聴力が残存している方は「難聴者」と呼ばれています。

また、使用する手話の傾向として、ろう者は日本手話を母語として使用し、音声日本語習得後に失聴した中途失聴者や音声日本語が獲得可能な難聴者は、既に習得している音声日本語を視覚で認識するために、日本語対応手話を使用する傾向があります。

しかし、聴力を失った時期や、残存聴力、習得した言語は個々様々であり、一概には言えません。

《日本手話とろう者について》

手話はこれまで、日本手話に対する認識や、正しい知識がもたれないまま、普及や啓発が図られてきました。そのため、日本手話、日本語対応手話等を区別せずに手話と呼ぶ慣行が今でも広く見られます。

日本手話が、日本語とは異なる語彙や文法等の言語体系を有し、母語として獲得される自然言語であることや、日本手話を母語として生活するろう者についての認識・理解を持つことなく、手話の普及や人材の養成を行った場合、日本手話を必要とする方々の言語的なニーズに応えることができず、手話通訳等の支援が成り立ちません。

一方で、日本手話のみが必要なものであるとして、意思疎通に係る多様な手段やそのあり方を排除することも、本件条例の目的をふまえるとふさわしくありません。

よって、これまでの手話についての様々な状況や経緯を勘案し、本件条例においては、日本で使用されている「手話」全てを対象とした上で、越谷市としての「日本手話」に対する認識と、「日本手話」を母語とする「ろう者」についての認識を前文中に

示しています。

【用語の解説】

※ 言語

人が、意思や感情、または知識等を伝達するために用いる、音声・文字等の仕組みや規則の体系。日本手話は、音声日本語とは異なった仕組みや規則で成り立っています。

※ 障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

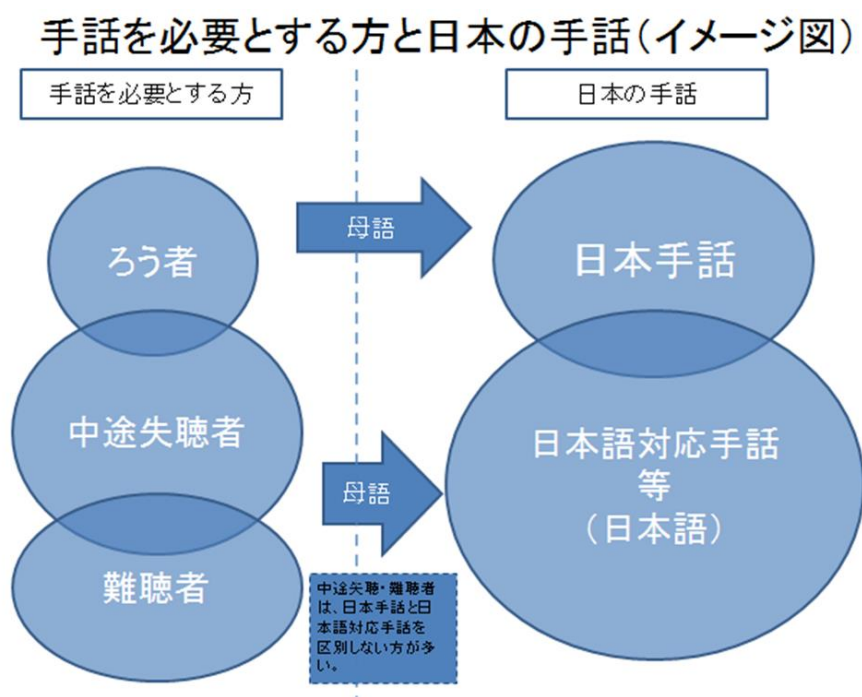
※ 障害者基本法

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めた法律。

※ 語彙

ある言語やある人がもっている単語の総体。例えば、日本語の持っている単語の総数や、日本手話が持っている単語の総数という意味になります。「彙」は「集まり」という意味を持っています。

【参考】



(目的)

第1条 この条例は、手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、社会的な障壁によって分け隔てられることなく、全ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、本件条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することにより、手話を使用することで好奇の目にさらされることや、手話による情報が得られず集団への参加がかなわないといった、社会的な障壁によって分け隔てられることがなくなり、全ての市民がともに生きることのできる地域社会が実現することを、本件条例の目的としています。

この条例をもとに市及び市民が相互に連携・協力し、それぞれ有する責務や役割を踏まえて行動するとともに、既に手話言語条例を制定している埼玉県も含めて、一体となって手話に関する施策を推進していくことを示しています。

【用語の解説】

※ 社会的障壁

障害者基本法においては「障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。また、障壁には①物理的な障壁、②制度的な障壁、③文化、情報面の障壁、④意識上の障壁があるとされています。

(基本理念)

第2条 手話は、日本語と同様に一つの言語として尊重されなければならない。

【解説】

本条は、手話に関する基本理念について定めています。

「手話は日本語と同様に一つの言語である。」との認識のもと、手話に関する施策を推進することで、第1条に定める地域社会の実現に寄与することができます。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話に対する理解及び普及を促進するとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、市の責務を定めています。

市は、基本理念に基づいて、①手話に対する理解及び普及の促進、②手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を講ずることを明らかにしています。

【用語の解説】

※ 手話を使用しやすい環境を整備

手話についての正しい知識等が普及され、手話を必要とする方が、手話で話したり、手話通訳等を使用しやすい場面を増やしていくことをいいます。

(市民の役割)

第4条 市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で活動する個人又は団体をいう。）は、第2条に規定する基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市民が担うべき役割について定めています。

全ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現にあたっては、市民が基本理念への理解を深めることが必要です。また、手話に関する施策の推進にあたっては、市民の協力が不可欠であり、市民が積極的に手話に関する施策の推進に協力するよう努めることを定めたものです。

なお、市民の範囲については、越谷市自治基本条例における市民の範囲と同様に、市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で活動する個人又は団体であり、市内に所在する事業所や市の職員も、市民に含みます。

【用語の解説】

※ 越谷市自治基本条例

越谷市では、これまで「参加と協働によるまちづくり」を推進してきました。その考え方を整理し、越谷市のまちづくりの基本となり、越谷市の自治のあり方を定めている条例で、まちづくりの基本的な考え方やすすめ方をはじめ、市民の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど具体的な仕組みについて明らかにしています。

(施策の推進計画)

第5条 市は、市が定める障がい者に関する計画に従い、次に掲げる施策の推進計画を定めるものとする。

- (1) 手話を理解するための機会の提供
- (2) 手話に関する周知
- (3) 手話を習得し、手話を必要とする方を支援する人材の養成
- (4) 手話その他の意思疎通手段による情報の取得及び共有の機会の拡充
- (5) その他この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項の推進計画の策定又は変更にあたっては、手話を必要とする方その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

【解説】

本条は、条例制定後の手話に関する施策の実効性を確保するために、施策の推進計画を策定し、推進計画にもとづいて施策を実施していくことを定めたものです。

推進計画の策定にあたっては、既に実施している手話に関する施策について、本条第1項第1号から第5号に規定する施策ごとに整理を行うとともに、既に実施している施策の改善や、新たに施策を実施する必要がある場合、推進計画に反映します。

また、この推進計画の策定又は変更にあたっては、手話を必要とする方その他関係者の意見を聴くよう努めるものと定めています。

なお、推進計画は、障がい者全体の基本計画である障がい者計画に従って策定するものであり、手話に関する施策の実施計画として位置づけられます。

(財政上の措置等)

第6条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置やその他の措置について定めたものです。

手話に対する理解及び普及促進並びに手話を使用しやすい環境の整備のため、手話に関する施策を実施するにあたっては、一定の財政上の措置や、その他の必要な措置を講ずる必要があります。

なお、予算措置については、事業の必要性、効率性などを検討した上で、財政状況を踏まえて、措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、条例に定めるもののほか、条例の施行にあたって必要な事項を、市長が別に定めることを規定したものです。